

学位研究 第3号 平成7年6月 (論文)

[学位授与機構研究紀要]

近年の学位制度改革に関する一考察

An Overview of the Recent Reformation of the Japanese
Academic Degree System

館 昭

Akira TACHI

近年の学位制度改革に関する一考察

館 昭*

はじめに

大学設置基準の「大綱化」に象徴される平成3（1991）年の大学制度の大改革の中で、学位制度についても一連の改革が行われた。改革は法律レベルから省令や告示レベルまでの多岐にわたっているが、学校教育法上の改正点だけをみても、①学位に関する規定を、大学が「授与することができる」ものから「授与するもの」に変えた、②学士を学位とした、③学位は博士、修士および学士とし、「その他の学位」を法律上削除した、④学位の授与の対象者規定を法律事項とし、論文博士の規定も法定した、⑤学位の授与権者に学位授与機構を加えたなど、大きな変化がみられる。

また、これに合わせて、学位規則（文部省令）の改正が行われたが、その要点をみると、①学士が学位に位置付けられたことに伴い、学士に関する規定を大学設置基準から当該規則に移した、②博士、修士、学士のそれぞれの種類の規定を廃止して単に博士、修士、学士とし、それぞれに適切な専攻分野の名称を付記するものとした、③学位授与の対象者規定を法定して、博士、修士の授与対象者を大学院の課程の修了者等としたことに伴い、博士、修士の授与対象者を定義した規定を削除した、④学位授与機構の授与する学位に関する規定を設けた、⑤博士の学位を授与した場合の文部大臣に提出する報告書の様式を簡素化した、といった改正がなされている。さらに、博士学位については、これらの改革に先立って、平成元年に、修士とほぼ同様に、研究者ばかりでなく高度の専門職者に対しても授与されるよう、学位規則の改正が実施された。

また、学位とは呼ばないものの、学校教育法に準学士の称号が登場し、短期大学及び高等専門学校を卒業した者は準学士と称することができるものとされた。また、平成6年度からは一定の基準を満たした専修学校専門課程（専門学校）の卒業者にも、専門士の称号が授与されることとなった。

このように、近年の学位制度改革は相当大幅なものであり、これらの改革の中には、①学位等の称号の幅を広げ、学位・称号制度を整備する、②学位を、大学にとって不即不離なものに位置づけ直す、③評価による学位授与の制度を構築する、といった新しい動きが見て取れる。本稿では、こうした近年の学位制度の改革について概観し、それがいかなる方向に向かっているのか、どのような課題が残されているのか等について考察する。

*学位授与機構審査研究部教授

1. 学士の学位化

学位等の称号の整備について、まず学士が学位の範疇に加えられた意味から考える。この改革のもととなった大学審議会答申「大学教育の改善について」（平成3年2月8日）では、「学士については、わが国では伝統的に大学の学部を卒業した者の称号とされてきたが、国際的には、大学の学部段階の修了証明として、第一学位に位置付けられていることが多く、この際、我が国においても、学士を学位として位置付けるのが適当である」（高等教育研究会、1991、p.22）と提案している。

学士については、従来は学校教育法上、「大学に4年以上在学し、一定の試験を受け、これに合格した者は学士と称することができる。」（第63条）と規定され、これを受けた大学設置基準では「大学は、……卒業の要件を備えた者に対しては、……その履修した専攻に応じた学士を称せしめることができる。」（第34条）としていた。これに対して博士、修士については、同法で「大学院を置く大学は、監督庁の定めるところにより、博士、修士その他の学位を授与することができる」（第68条）とされ、授与の対象者や要件等の規定は文部省令である学位規則に定められていた。つまり博士、修士は学位であるが、学士は学位ではなかったといえることになる。

ちなみに、こうしたことから学士は「称号」で、修士、博士は「称号ではなくて学位」であるという言い方がされてきた。この表現には以下に示すように問題があるのだが、こうした言い方の元の少なくとも一端が『東京帝国大学五十年史』の記述にあることは確かである。明治20（1888）年の学位令公布によって「学位ハ博士及大博士ノ二等トス」と規定され、学位を博士のこととして、学士が学位の位置づけから外されたが、同年史ではその事の説明として、「学位の資格を失える『学士』の処分に関しては、之を称号（原本は稱号）と為すこととし、即ち分科大学卒業生は其の専攻せるに従い、某学士と称することと為し」（傍点は引用者）（東京帝国大学、1932、p.1052）と表現している。

しかし、称号とは一般的な名詞であり、学位も称号の一種である。例えば標準的な国語辞典と目される『広辞苑』（第4版、1991年）でも、学位は「独創的な研究によって学術文化に寄与した者に授与される称号」（傍点に引用者）と記述されている。『広辞苑』では、この後に「旧制の博士号は論文を提出し、文部大臣の認可を経て大学において授与。新制の学位は大学院を置く大学が授与し、修士と博士とがある」との記述がつづいており、平成3年以前の状況を説明したものであるが、学位が称号の一種であることは言い当てている。なお、『広辞苑』によれば、「称号」とは「呼び名。名称。多く、一定の身分・資格を示すものにいう」とある。つまり、博士、修士は学位という称号であり、従来の学士は「学位外の称号」であったわけで、新登場の準学士についても、「学位外の称号」の表現が適切な言い方といえよう。

さて、先に引用した大学審議会の答申にも示されているように、国際的には学士レベルの称号は当然学位の位置にある。例えば、定評のある高等教育国際百科辞典であるA・S・ノーレス(Knowles)編集代表の*The International Encyclopedia of Higher Education*の用語解説によれば、学位(degree)は「学習課程(program of studies)を修了したこと、またはそうした学習によって獲得されるのと同等の能力を達成したことの公式の認定として、大学(college or university)によ

って個人に対して授与される称号 (title)。学位には第一学位 (first degree), 第一専門職学位 (first professional degree), 修士学位 (master's degree), 博士または同等学位 (doctoral or equivalent degree) がある」 (Knowles, 1977a, p. 342a) と定義している。また、同じ辞典の学位の項の記述では学位 (academic degree) を「学習課程 (course of study) を修了した, または研究上, 専門職業上の達成を果たした個人に対し, 通常は大学から授与される称号であり, 伝統的には英語圏の名称で言えば学士 (bachelor), 修士 (master), 博士 (doctor) 学位の高等教育上の 3 段階がある。」 (Knowles, 1977b, p. 1230) と説明されている。

一般的な辞典, 例えば『ウェブスター新世界辞典』 (第 3 カレッジ版) (Webster, 1994) を引いてみると, 教育界の用語としてデグリー (degree) は「要件とされる学習課程を修了した学生に, または卓越した人物に名誉として, 大学が授与する地位 (rank)」と説明されており, 大学院レベルの称号に限るものではないことが示されている。

ちなみに, ラテン語の *baccalaris* に由来するバチェラー (bachelor) の語を第一学位に用いているのはアメリカやイギリスなどの英語圏の国々であり, フランスではこれと同語源の称号であるバカロレア (*baccalauréat*) は中等学校の修了資格に用いて, 第一学位にはリサンス (*licence*) が当てられる。また, ドイツではディプロム (*Diplom*) などが当てられる。(Unesco, 1982, Jonen & Roche, 1982)

とにかく, 日本の学士に当たる称号が, 国際的には学位に位置づけられていることは, 間違いない。

2. 学位の意義の拡大

さて, こうして学士が学位の列に加えられたことの意義は何か。これは, 学位とは何かははっきりしない以上, 見えてこない。従来から学位とは何かの議論はあったはずであるが, 「博士と修士は学位で, 学士は単なる称号だ」という言い方で終わってしまっていたのである。

学位とは何かについての法令上の定義はないが, 旧学位規則では, 博士, 修士それぞれの授与対象を, 博士については「専攻分野について, 研究者として自立して研究活動を行い, 又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する者に授与する」, 修士については「広い視野に立って清深な学識を修め, 専攻分野における研究能力又は高度な専門性を要する職業等に必要な高度の能力を有する者に授与するものとする」と規定しており, 大学院設置基準ではこうした研究能力及び学識を養いあるいは授けることを博士及び修士課程の目的と規定していた。学位規則上この規定は, 学位授与の対象者規定を法定して博士, 修士の授与対象者を大学院の課程の修了者等としたことに伴い削除されたが, 大学院設置基準上の規定に変化はない。

言い換えると, これまで学位とされてきたものは, 博士については研究者と研究能力を持つ専門的業務従事者の, 修士については研究者あるいは高度専門職者の称号に限られてきたことになる。もっとも新制の大学院制度が発足した当初は博士, 修士とも研究者の称号も考えられており, 修士の対象者にはっきりと高度専門職者が加えられたのは昭和49年の大学院設置基準制定からである。

また博士に研究能力を持つ専門的業務従事者が加えられたのは平成元年の基準改正から、つまり、今回の学位制度改革の先駆けとしての処置であった。先に示した『広辞苑』の学位の定義が、「独創的な研究によって学術文化に寄与した者に授与される称号」となっているのはこうした事情を反映している。つまり、これまでは学位を研究者の称号と考えるのが一般的な感覚だったのである。

では、学士が学位に位置付けられたということは、学士が研究者の称号になったかということ、そうではない。学位という言葉が示す範囲が広がったのである。上記のように、すでに学位の対象は高度専門職者あるいは研究能力を持つ専門的業務従事者に拡大していたが、大学卒業者もまた学位の範疇に加えられたのである。この大学卒業者に関しては、大学院の場合と違い修士課程、博士課程相当する学士課程という言い方はなく、したがって修士、博士のように設置基準上の課程の目的からその性格を判断するというやり方は取れない。ただし、大学設置基準では大学は「学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するもの」(第19条第1項)とし、この教育課程を「学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮した」(同第2項)ものと規定しているから、大学卒業者とはこうした教育課程を終えた者ということになる。この規定では専門の学芸とは何か等あいまいな点が残るが、ここではとにかく学士が研究者の称号でないことだけは確かである。

さらに、博士という学位にしても、それを研究者の学位に限ってきたのは、近代日本的な現象である。そもそも博士に当たる学位とされるドクターの語源であるラテン語の *doctor* は、その動詞の *doceo* が *teach* すなわち教えることを意味するように、*teacher* つまり教師を意味し、大学の教師資格の獲得者の称号として生まれた。そして、そもそも大学が発生した西欧中世には近代的な意味での研究者 (*researcher*) はおらず、ドクター学位は法曹、神職者、医師の学位、つまり高度専門職分野の学位であった。ドクター学位が研究者の学位として確立したのは19世紀のドイツ大学に置いてであり、これはドクターの中でも哲学部の出した学位であったことから *Doktor des Philosophie (Philosophiae Doctor)* と呼ばれた。この学位は留学生を通じてアメリカに移植され、後述のようにアメリカでは分野に限らず研究者学位がほとんどすべて *Doctor of Philosophy* つまり *Ph. D.* と呼ばれるようになった。このように、国際的にみれば、研究者の称号としてのドクターは、専門職あるいは教師としてのドクターに対してむしろ新参者である。現在でも、巷でドクターと言えば研究者より医師を思い浮かべるほうが一般的である。(Knowles, 1977b, p. 1230, Eells, 1963, pp. 2-3, pp. 20-21)

アメリカの場合について、連邦教育省の統計に用いられている定義でみると、博士学位 (*doctor's degree*) は「博士の称号をもつ業績学位 (*earned degree*)。The Doctor of Philosophy 学位 (*Ph. D.*) は最高位の学問学位 (*academic degree*) であり、特定の知識分野の修得と学問研究の遂行能力の証明を要件とする。他の博士は、教育 (*Ed. D.*)、音楽芸術 (*D. M. A.*)、商業経営 (*D. B. M.*)、工学 (*D. Eng., D. E. S.*) のような専門職分野 (*professional field*) での専門的な履修要件を満たしたものに授与される。学問分野でも専門職分野でも多くの博士学位の取得には修士学位が前提要件とされる。*M. D.* や *D. D. S.* のような第一専門職学位 (*first-professional degree*)

はこの項には入らない」(U. S. Department of Education, 1993, p. 472-423) とあるように、博士に研究と専門職の2分野があることを示している。なお、ここで「業績学位」(earned degree) とことわっているのは、学位には学習課程の修了や学業・研究の達成に対して与えられる業績学位の他に、種々の功績に対して顕賞として与えられる名誉学位 (honorary degree) があるためである。また、ここで言われている第一専門職学位の語義についてはつぎの「3. 学問学位と専門職学位」で説明する。

ではなぜ日本では博士は研究者の学位とだけ考えられてきたのだろうか。それには、日本では研究者としてのドクターの位置が確立してから近代大学制度にコミットしたこと、そもそも欧米の学位制度を十分に研究した上で学位制度を作ったわけではなかったこと、日本の大学と国家あるいは社会との関係、特に社会における職業のあり方とのからみあいなどが理由として考えられるが、今後の検討が必要な点である。

なお、学位としての博士を「はくし」と読まずにしても、その語源が律令制下の官名である「はかせ」に由来し、そうした語感からか、今日でも、戦前からの「末は博士か大臣か」の言い方に代表されるように政界の大臣に並ぶ学会の碩学泰斗のイメージと払拭できないでいる。『広辞苑』では、これを「律令時代の官名。大学寮に紀伝・明経・明法・算・音・書、陰陽寮に陰陽・暦・天文・漏刻、典薬寮に医・針・按摩などの博士があって、それぞれの学業を教授し、学生の課試などをつかさどった」としている。小中村清矩の『官制制度沿革史』によれば、「大宝令官制」(実際は養老令)の「太政官」の章、「中務省/陰陽寮」の項で、「陰陽博士は陰陽生に此道を教授す暦博士は毎年の暦を造り又暦生に教授す天文博士は天文(今の星学なり)を候ひ天変あれば密奏す又天文生を教授す漏刻博士は漏刻(支那より伝来せる物といへり)時辰器を審察し守辰丁をして昼夜十二時に鼓を撃ち四十八刻に鐘を打たしむ」とあり、また「式部省/大学寮」の項には、「被接官の博士、助教は経業を教授し、学生を課試す……又音博士、書博士、算博士は各道を教授せり……後年大学に明経(経籍学)紀伝(歴史学)明法(法律学)算の四道に分かちて教習せり」,「宮内省/典薬寮」の項に「医師は勅命を以て貴顕の人を診察し医博士は医生を教授す……針博士は針生を教授す……按摩博士は按摩生を教授す……呪禁博士は呪禁生を教授す」(小中村, 1935, p. 45-68)と記述されている。

このように、博士が律令制下の官職に由来する語感からすると、博士を碩学泰斗とみる見方は、正しと言え無くもなく、西欧的な大学教師資格の取得者の意味から生まれたドクターと同義に使うには無理があったように思えるのである。しかし、律令制下でも博士は主として教授職の意味であり、また、いまさらドクターの訳に博士以外の語を当てわけにもいかないであろうから、博士の語感をドクターに近づける努力のほうが現実的な方策といえよう。

修士に当たるマスター学位についても、もともとはドクターと同義だったとされ (Eells, 1963, p. 72), 当然研究者の領域に限られたものではなく、専門職者の称号として広く使われている。さらにいえば、マスターという言葉はギルドの親方、船長、ただ主人といった意味で、ドクター以上に大学外の世界で使われる言葉である。

このように、学位の幅を研究から専門職へ広げ、博士、修士のみから学士まで拡張することは、

学位の考え方をデグリー本来のあり方に近づける処置であったといえよう。

3. 学問学位と専門職学位

さらに、今回の大学設置基準のいわゆる大綱化で、学部の教育課程の編成が各大学の自主性にまかされるようになった。こうしたことに対応して、学位については、学士、修士、博士ごとの種類が廃され、その代わり各大学において「適当な専攻分野の名称を付記するもの」とされたのである。つまり、大学は教育課程を設計し、その課程にふさわしい専攻分野名を付記した学位を設定することとなったのである。

ここで種類とは、主として学部・研究科の名称によっていた専門分野別の種類のことを言っている。従来の学位規則の第2条で、「学位は、博士及び修士とする。2 博士及び修士の種類は、それぞれ別表第1及び別表第2のとおりとする。」として、別表には博士については学術博士以下、文学、教育学、神学、社会学、法学、政治学、経済学、商学、経営学、理学、医学、歯学、薬学、保健学、工学、農学、獣医学、水産学の19種類が、修士については学術修士以下、文学、教育学、神学、社会学、国際学、法学、政治学、行政学、経済学、商学、経営学、理学、医科学、歯科学、薬学、看護学、保健学、衛生学、栄養学、工学、芸術工学、商船学、農学、水産学、家政学、芸術学、体育学の28種類が定められていた。また、学士については、大学設置基準の第34条で、「……別表第4に定める学士の種類のうち、その履修した専攻に応じた学士を称せしめることができる」として、別表に文学士以下、教育、神、社会、教養、学芸、社会科、法、政治、経済、商、経営、理、医、歯、薬、看護、保健、鍼灸、栄養、工、芸術工、商船、農、獣医、水産、家政、芸術、体育の各学士29種類が定められていた。

これを、こうした種類を設けず、ただ博士、修士、学士とし、「大学……は、学位を授与するに当たっては、適切な専攻分野の名称を付記するものとする」（学位規則第10条）としたのが今回の処置であった。これには、頭に「〇〇学」と冠した学位の種類あまり増やすのは好ましくない、博士、修士、学士それぞれに同質性を強調したい、さらには文学博士等一部の学位は碩学泰斗とのイメージが強く博士課程の修了時点では実質上授与されていないので改名の用がある等の判断があったようである。（大学審議会答申「学位制度の見直し及び大学院の評価について」）（高等教育研究会、1991、p.43）

こうして、どのような専攻分野の名称を付記するかは大学の自主的な判断にまかされることになった。その後、名称付記がどのような状況にあるかについては学位授与機構が平成6年度現在でアンケート調査したものがある。（吉野正巳、1994年、pp.117-155）このアンケートの回収率は大学院のみの大学を除く全大学の95パーセント、修士課程を置く大学の95パーセント、博士課程を置く大学の91パーセントであった。これによると、博士に付記された専攻分野名は126種類、修士は180種類、学士は251種類と、改正前のそれぞれの学位の種類と比べると大幅に増えている。これは、従来は学位名になかった学部名が加わったり（例、音楽）、学科や専攻の名称（例、英文学）が付記されるようになったためである。

さて、教育課程の目的を明確にして、その目的に応じた学位を用意するとなると問題になるのは、

学問教育と職業教育の関係である。国際的には学位は研究者だけではなく専門職業人の称号でもあること、またそのレベルは学士、準学士を含むものであり、日本の学位の位置付けもこの方向を取り入れた方向に向かっていることはこれまでにみてきたとおりであるが、日本の学位はこうした多様な機能を反映する形にはなっていない。教育課程自体が研究者養成のものなのか、職業人養成のものなのか、また学問教育なのか職業教育なのかの区別が判然とせず、学位の表示をみても学位の性格はわからない。

この点についてアメリカの学位についてみてみよう。アメリカの大学教育はアカデミック(学問)教育とプロフェッショナル(専門職)教育に区別される。アカデミックという言葉は、「大学の」という意味で使われる場合もあるが、ここではプロフェッショナル、あるいはボケーションナルと区別した学問的という意味で使う例による。専門職教育は学問的知識と実践知識・技術の総合とされており、学問的教育の目的が認識そのものにあるとすれば、専門職教育の目的は高度な専門的職業に従事する能力にある。個々のプログラム(教育課程)は、このどちらかをはっきりさせた上で設計され、それに応じた学位が設定されている。

アメリカのアクレディテーション協会の1つである北中部地区基準協会の認定では、大学の教育課程の種類を特定して審査が行われるが、その基本タイプとされるものを示したのが、表1である。

表1 北中部地区基準協会の認定教育課程の種類

C	修了時に資格証明書や卒業証書が授与される課程(この課程では学位は与えられない)を指し、加盟校認定証には、“Certificates”, “Diplomas”などと表示される。こうした課程は、学部レベルのものに限られ、大学院レベルでは、こうした証書のみを出す課程を認めてはいない。
A/a	人文学系、理学系の準学士(一般に、A. A., A. S. を意味する)課程を指し、加盟校認定証には、“Associate’s (arts and sciences curricula)”と表示される。
A/v	職業技術系の準学士(一般に、A. A., A. S. 以外の全ての準学士を意味する)課程を指し、加盟校認定証には、“Associate’s (vocational-technical curricula)”と表示される。
B/a	人文学系、理学系の学士(一般に、B. A., B. S. を意味する)課程を指し、加盟校認定証には“Bachelor’s (arts and sciences curricula)”と表示される。
B/p	専門職系学士(一般に、B. A., B. S. 以外の全ての学士を意味する)課程を指し、加盟校認定証には、“Bachelor’s (professional curricula)”と表示される。
M/a	人文学系、理学系の修士(一般に、M. A., M. S. を意味する)課程を指し、加盟校認定証には、“Master’s (arts and sciences curricula)”と表示される。
M/p	専門職修士(一般に、M. A., M. S. 以外の全ての修士を意味する)課程を指し、加盟校認定証には、“Master’s (professional curricula)”と表示される。
S	スペシャリスト的な資格や学位(一般に、教育学系準博士(Education Specialist)を意味する)の課程を指し、加盟校認定証には、“Specialist”と表示される。
D/r	研究職の博士(一般に、Ph.D, Ed.D.などを意味する)課程を指し、加盟校認定証には、“Doctor’s (research curricula)”と表示される。
D/p	専門職の博士(一般に、M. D., J. D., D. Min. など実務系の博士を意味する)課程を指し、加盟校認定証には、“Doctor’s (professional curricula)”と表示される。

(大学基準協会, 1995, p.46-47)

この分類では、アメリカの大学の教育課程が学問的な(訳文に従えば「人文学系、理学系」)課程 [A/a, B/a, M/a, D/r] と専門職的な(専門職系)課程 [A/v, B/p, M/p, S, D/p] に区別され、学位・称号の名称はそれに対応するようになっていくことが示唆されている。

次に示すのは、カリフォルニア大学バークレー校のカタログに示された学問学位と専門職学位の違いの説明である (Berkeley, 1993, p. 50)。

大学院学位は大きくは次の2種類に分類される。

- (1) 専門職 (Professional) — 専門職分野の総合的知識の熟達及び当該分野の重要課題の系統立てと調査能力の認定のもとに、専門職学部によって授与される学位
- (2) 学問的 (Academic) — 特定の学問分野の広い幅の関連科目の能力、1つ以上の外国語の修得及び当該分野に重要な貢献をする研究能力の認定のもとに、学問学科 (academic department) 及び一部の専門職学部によって授与される学位。

狭義の大学院学位の意味は、抽象的には以上のようなものであるが、バークレーのカタログの説明にもあるように、具体的な形は学部の種類と結びついている。

アメリカの大学の学部 (大学院と区別する意味での学部ではなく、学術分野別の組織を指す) は、学芸・科学学部 (Faculty/School of Arts and Science) 等の学問学部と法学、医学、工学、農学、経営学等のプロフェッショナル・スクール (専門職学部) からなる。学問学部の専門教育課程は専門化した学問教育を目的とするもので、専門職学部の実施する課程は専門職教育を目指すものである。学問学部は人文学、社会科学、自然科学の専門教育とともに大学全体の前期課程、いわゆる一般教育 (正しい訳は普通教育) を担当する。専門職学部は通常は一般教育を学問学部にかかせ、当該専門職の専門教育のみを担当するが、前期課程を自ら担当したり、大学全体の一般教育に協力することもある。専門教育の課程には学士・準学士 (アンダーグラデュエート) レベルと大学院 (グラデュエート) レベルがあり、専門職学部によっては大学院レベルの教育しか実施しないものもある。

日本でも、医学部や工学部の一部学科等のように、特定の学部の卒業者に特定の職業に付くための免許資格又は免許試験の受験資格が与えられる。しかしこれらの学部を専門職学部として学問学部とことさらに区別することはない。専門職的な学部でも学問的教育研究のためにあり、結果として免許に結びつくというスタンスを取っている。専門教育、専門課程という概念は存在するが、これは一般教育、教養課程に対して言われるのであって、学問的教育と専門職教育を区別する意味のものではない。

アメリカの専門職の場合も法制度化されたものと、そうでないものがある。法制度化されたものは、当該分野の専門職学位が、州の免許資格あるいは免許試験の受験資格となる。医師、法曹等がこの例である。また専門職学位は当該の専門職団体への加入資格とされるので、法制度化された専門職ではない場合でも団体加入権としての意味をもつ。また、商業経営 (business administration) の M. B. A. 学位のように特に当該の専門職団体が存在するわけではないが、企業内での特定ポストへの採用・昇進資格として機能する専門職学位もある。

専門職学位には第一専門職学位という概念がある。これは当該専門職に付くためには必ず取得していなければならない基礎学位であり、それ無しにはたとえ上級の専門職学位を取っていても、実務にはつけない種類の学位を指している。

ただし、連邦教育省教育（統計センター（NCES））の『教育統計要覧』で「第一専門職学位」として扱われているのは、以下の定義によるものであり、その他の第一専門職学位は特に断り無く学士、修士、博士に分類されている。「所定の専門職につくための学習要件の修了と、学士号に通常要求される以上の専門技能水準の両方を意味する学位。この学位は、通常は少なくとも2学年分の大学レベルの準備学習と、準備学習と専門の課程を合わせて少なくとも6学年分の学習を修了要件とする教育課程を基礎に与えられる。NCESの定義によれば、第一専門職学位は歯科学（D. D. S., D. M. D.）、医学（M. D.）、検眼（O. D.）、整骨治療医学（D. O.）、薬学（D. Phar.）、足病医学（D. P. M.）、獣医学（D. V. M.）、脊椎矯正（D. C., D. C. M.）、法学（J. D.）、神職（M. Div., M. H. L.）の分野で授与される」（U. S. Department of Education, 1993, p. 474）。これらの学位は、名称は博士又は修士であるが、別扱いされている。表2には、アメリカ教育協議会の『アメリカ大学総覧』の説明をもとに、専門分野ごとの第一専門職学位のレベル（名称）を示した。（AEC, 1992, pp. 49-114）

表2 分野別の第一専門職学位

○博士のみ、または主として博士 医学、歯科医学、獣医学、検眼、接骨治療、足病医学、脊椎矯正、法曹、臨床心理学
○修士のみまたは主として修士 神職、医療サービス経営、公衆衛生、リハビリテーション・カウンセリグ、言語治療、図書館
○修士または学士 経営、教育
○学士のみ、または主として学士 工学、建築、建設、景観建築、薬学、食餌療法、林学、看護、物理療法、社会福祉、家政学、ジャーナリズム、美術、音楽

なお、専門分野と学位の種類の関係については、拙稿「アメリカにおける学位と専攻分野の関係について」（『学位研究』第1号）や拙著『現代学校論—アメリカ高等教育のメカニズム—』を参照していただくと幸いである。

また、表3には、アメリカの年間の学位授与者数について示した。このように、アメリカでは卒業生・修了者数ではなく、学位の取得数が統計になる。なお、「専門職」は、上記の説明の連邦教育省統計上の第一専門職学位である。また、専門職と学問の分野区分は、原本にはなく、アメリカで一般的に用いられている区分に従って筆者が加えたものである。

この表でわかるように、学士では学問分野40万7千件に対して専門職分野72万3千件で専門職分野の授与数が学問分野の1.8倍なのに対して、修士では学問が5万5千件に対して専門職が29万4千件と実に5.4倍になる。学問分野の修士の件数は、「専門職」の7万4千件にも及ばない。これは、学問分野の学士取得者の多くが進学する場合、学問分野の大学院の課程に進むのではなく、専門職修士、あるいは「専門職」の課程に進学することと関係している。

こうしてアメリカの学位の状況を見てくると、日本の学位のように学問的学位と専門職学位の区別をはっきりさせないままに大学院レベルの課程を拡大し、学位授与者数を増やすことには、十分な検討と計画の必要性を感じる。また、細かな点では、日本の医学部や歯学部など6年制の課程の

表3 分野別学位授与数 (1991—1992年度)

	準学士	学士	修士	「専門職」	博士
<専門職分野>					
脊椎矯正				2,694	
歯学				3,593	
法律				38,848	
医学				15,243	
検眼				1,232	
整骨療法				1,326	
薬学				1,339	
足治療・足医学				504	
神学				5,251	
獣医学				2,044	
その他の「専門職」				2,072	
農学・自然資源	5,251	15,124	3,735		1,214
建築・建築関連課程	443	8,753	3,640		132
商業(ビジネス)経営	102,227	256,603	84,642		1,242
コミュニケーション	1,886	54,257	4,180		252
コミュニケーション技術	1,794	270	284		3
コンピュータ・情報科学	9,290	24,557	9,530		772
教育	10,267	108,006	92,668		6,864
工学	2,685	61,206	24,983		5,488
工学関連技術	35,861	16,335	994		11
保健専門職	79,453	61,720	23,065		1,661
家政学	6,436	14,898	2,412		293
法律・法研究	7,053	2,144	2,369		68
図書館学	103	97	4,893		50
公園・リクリエーション・レジャー・健康研究	620	8,446	1,358		61
精密生産業	9,005	378	0		0
防護サービス	15,117	18,855	1,294		24
公経営・公サービス	3,162	15,987	19,243		432
ROTC・軍事技術	172	184	0		0
神学研究	496	4,729	5,185		1,259
運輸・物資輸送	2,418	3,598	385		0
視覚・実演芸術	11,888	46,522	9,353		906
専門職分野計	305,627	723,119	294,168		20,732
<学問分野>					
地域・民族・文化研究	29	5,342	1,385		155
生物/生命科学	1,361	42,941	4,785		4,243
英語・英文学	1,019	54,951	7,450		1,273
外国語・外国文学	433	13,903	2,926		850
自由/普通学	154,594	32,174	2,394		67
数学	744	14,783	4,011		1,082
多元/学際研究	7,841	20,647	2,126		231
哲学・宗教	60	7,526	1,146		475
物理科学	2,066	16,960	5,374		4,391
心理学	1,209	63,513	10,215		3,373
社会科学・歴史	3,160	133,974	12,702		3,218
学門分野計	172,516	406,714	54,514		19,358
その他・分類不能	26,088	6,720	4,156		569
全分野計	504,231	1,136,553	352,838	74,146	40,659

(The Chronicle of Higher Education. Almanac, 1994)

卒業者の学位が学士のままでいいのかなど、学位と課程の水準の対応関係など考えなければならない問題がいくつもあることに気づく。

4. 「その他の学位」

さて、今回の改革で、学位の幅は広がったものに、逆に学校教育法の上で学位は博士、修士、学士のこととされ、「その他の学位」の規定が消滅した。もちろんこれまでも学位規則にはこれに関する規定が設けられず、実際には「その他の学位」が授与されることはなかったわけであるが、国際的な学位制度の状況を見ると、「その他の学位」の問題はこれで終わったとは言い切れない。

まず、準学士をどう扱うかが問題になってくる。平成3年の大学審議会答申「短期大学教育の改善について」では、「諸外国では、短期大学に相当する教育機関において称号が授与されており、」（高等教育研究会、1991、p.90）という認識を示しているが、少なくともアメリカの場合をみると、連邦教育省の『教育統計要覧』で学位 (degree) を、準学士 (associate)、学士 (bachelor's)、修士 (master's)、博士 (doctor's)、第一専門職学位 (first-professional) に分類して扱っているように、準学士も当然のこととして学位の範囲に入れているのである。(U. S. Department of Education, 1993)

もっとも、準学士という名称は、アソシエート (associate) の訳とするとあまり正確なものとは言えない。この不都合は日本語の「準」「学士」を英語にしてみるとアソシエート・バチェラーとなり、アソシエートと違ってしまふことからわかる。アソシエート・デグリーの直訳は準学位であり、もともとは学士学位に準じるものというよりは、学位に準ずるものという意味だったと思われる。その点では、アソシエートの称号は学位に準じるものであって、学位ではなかったことになるが、現在では学位に位置づけられている。もっともこれをいまさら準士と訳すように主張するわけではないが、アソシエート学位の要件は学士学位の2分の1であるから、「準学士」の意味が「学士に準ずる」という意味だとするとあまり適切な表現とはいえないことだけは頭に入れておいたほうがよいかもしれない。

先に示したように、連邦教育省の『教育統計要覧』は準学士を学位に分類しており、準学士 (associate degree) を「通常は少なくとも2年のフルタイムの（あるいはそれと同等の）大学レベルの学習を要件とする、副学士課程 (sub-baccalaureate program) の成功裏の修了に対して授与される学位 (degree)」と定義している。(U. S. Department of Education, 1993, p.471) ただし、一般的な理解を『ウェブスター新世界辞典』で見ると、associate の説明は「短期大学が正規の2年コースの修了者に授与する学位 (degree) または免状 (certificate)」となっており、Bachelors of Arts や Master of Arts, あるいは doctorate の同辞典での説明がそれらを degree と言いつけているのと比べて、微妙なニュアンスの違いがあることを伺わせる。

「その他の学位」の問題としては、国際的には学位の種類が学士、修士、博士あるいは準学士だけにとどまらないものである点も意識しておく必要がある。日本の学位や準学士の称号は、英語圏の学位、特にアメリカのそれを念頭に制度化されているが、先述のように、フランスでは第一学位にはリサンス (licence)、ドイツではディプロム (Diplom) 等であり、オランダの大学では第

一学位は修士レベルとされる doctoraal で工学，農学では ir.，法学では mr.，その他で drs. の称号がある（館，1993，p.41）といった具合に，かならずしもアメリカ型になっているわけではない。

また，アメリカの場合は，法律にもとづく全国的な統一制度があるわけではなく，連邦教育省の統計では明示されていない工学分野のエンジニア（Engineer），教育分野のスペシャリスト（Specialist）などの称号が，概ね学位として社会的に認められている。先に示した北中部地区基準協会の認定における大学の教育課程の種類を表（表1）でも，スペシャリストが修士と博士の間に置かれ，「資格や学位」という言い方がされている。

スペシャリストの例として，南フロリダ大学の場合を示す。（USF，1993，p.102）この大学は1956年設立の州立大学で，1994年のカーネギー分類では研究大学Ⅱに位置づけられている。この大学の教育学部（College of Education）では，修士より上の学位課程として教育スペシャリスト（Ed. S.），教育博士（Ed. D.），哲学博士（Ph. D.）の3つが開設されているが，以下は同大学のカタログでの Ed. S. の説明である。

Educational Specialist (Ed. S.): この学位 (degree) は教育管理／指導とカリキュラム及び教授法分野で，カリキュラム及び教授法の Ph. D. に示した領域（成人教育，初等教育，教育ガイダンス及びカウンセリング，高等教育，学際研究，数学教育，教育測定及び評価，音楽教育，読書／言語芸術教育，学校心理学，特殊教育，職業教育）の大部分の専攻にもとづいて授与される。この学位は修士学位より上の36単位（特別プロジェクト9時間を含む）で構成され，要件には柔軟性がある。

〔入学要件〕13—16頁を見よ。（大学院一般の要件が記載されている。—引用者）

〔特別要件〕

1. もし，学士段階の GPA3.0 の要件を満たしていない場合は，修士レベルで GPA が 3.5
2. 推薦状 3 通
3. アクレディテーションを受けた大学院* での業績 (earned) 修士学位

* 学校心理学ではこの要件は免除

このように，この大学の場合スペシャリストは修士と博士の間に位置づく大学院レベルの資格で，かつ学位とされている。

しかし，次のウイソコンシン大学マジソン校の教育学部（School of Education）の例では，スペシャリストは学位 (degree) とはいわず，免状 (Certificate) とされている。（UWM, 1993, p. 68）以下は同学部のカタログでの，その説明部分である。

教育管理学科

授与学位：M. S. in Educational Administration and Ph. D. with a major in Educational Administration

免状（修士後）（Certificate (post master's)）：Specialist in Educational Administration

ウイソコンシン公教育省によって認可されて (approved) いる免状には，初等／中間学校校

長、中間／中等学校校長、視学、教務主任、特殊教育及び生徒サービス主任、学校ビジネスマネージャーがある。

なお、いずれにしてもアメリカのスペシャリストは修士より上の資格であり、この点で、新しく生まれた専門士の称号の英訳には注意を要するところである。

5. 学位と大学の関係の強化

つぎに、今回の学位制度改革が、学位を大学にとって追加的なものから、大学の教育あるいは人材養成の目的を示す本質的なもの、不即不離な存在として位置づけたという点に注目する。

従来の学校教育法の規定では、学士については、「大学に4年以上在学し、一定の試験を受け、これに合格した者は学士と称することができる」(第63条)、修士、博士については「大学院を置く大学は、監督庁の定めるところにより、博士、修士その他の学位を授与することができる」(第68条)という具合に「することができる」という形で表現され、あたかも学士の称号や学位の授与が、大学にとって付随的な仕事であるかのような記述になっていた。これが、新法では「大学は、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を授与するものとする」(第68条の2)という具合に「授与するものとする」という表現で、大学が必ず行うべき行為であることが明示されたのである。

これは一見すると些細な変化に思われるかもしれないが、学位というものの大学制度における位置付けと考えると、極めて本質的な変革である。筆者がこの点を強調する理由は、国際的には「大学が学位を授与する」というのではなく、「学位を授与するのが大学」だと考えられているからである。日本では大学という名称を法律で守り、他の機関は使えない。そして、大学でないと学位が出せないという発想を取っている。しかし、アメリカの例でわかるように、学位を出す機関の名称は別に「大学」に限られない。日本の大学に該当するアメリカの概念はユニバーシティー (university) とカレッジ (college) であるが、それ以外にもマサチューセッツ工科大学 (Massachusetts Institute of Technology) やカリフォルニア工科大学 (California Institute of Technology) の例が示すように、インスティテュート (institute) と名乗る大学も多い。アカデミー (academy)、スクール (school) などが用いられている場合もある。また逆に大学とは言えない機関でも、カレッジあるいはユニバーシティーの名称を用いているものもあり、名称だけで機関の性格を特定することはできない。ドイツでも、直訳すれば高等学校 (Hochschule) という名前の機関が博士までの学位授与権を持っており、日本流に言えば大学である。

少なくともアメリカ的な理解でいうかぎり、機関の名称が問題なのではなく、その機関が学位を授与するものかどうかの問題なのである。したがって、アメリカの連邦教育省の統計では、高等教育を「準学士、学士又はそれより上の学位課程 (program) を実施している機関における中等学校より上の学習」と定義した上で、「大学」という概念ではなく「高等教育機関」 (institutions of higher education) という概念が用いられている。(U. S. Department of Education, 1993, p. 477)

また、アメリカの高等教育界で最もよく用いられているカーネギーの『高等教育機関分類』では、

前回の1987年版までは学位のレベルと大学の性格 (missions) を基礎に、大学を①研究大学、②博士号授与大学 (①, ②を合わせて博士号授与機関)、③総合制大学、④自由学芸大学 (リベラルアーツ・カレッジ)、⑤2年制大学 (ジュニア・カレッジ、コミュニティー・カレッジ等)、⑥専門職大学・専門大学の6カテゴリー分類してきた (①Research Universities, ②Doctorate-Granting Universities (①, ②で Doctorate-Granting Institutions), ③Comprehensive Universities and Colleges, ④Liberal Arts Colleges, ⑤Two-Year Community, Junior and Technical Colleges, ⑥Professional Schools and Other Specialized Institutions)。しかし、1994年版では、①研究大学、②博士号授与大学、③修士 (総合制) 大学、④学士 (自由学芸) 大学、⑤準学士大学、⑥専門職大学・専門大学 (①, ② [変わらず], ③Master's (Comprehensive) Universities and Colleges, ④Baccalaureat (Liberal Arts) Colleges, ⑤Associate of Arts Colleges, ⑥ [変わらず]) といった具合に、より学位のレベルを全面に打ち出した分類項目に変えている。社会的に、学位のレベル、種類で「大学」をみる風潮がさらに強まっている証左とみることができよう。(Carnegie, 1987, pp.7-8/Chronicle, 1994, p. A18)

このように、国際的にみると、学位につながる課程を提供しているか、その機関で学位が取れるから問題なのであって、「大学は学位を授与することができる」といったスタンスの問題ではないのである。

また、このことは、大学の内部の諸課程についても言える。国際的には、何という名前の教育組織に属するかではなく、その教育組織の提供する教育課程がどのような学位あるいは資格に結びつくのが問題である。日本の大学の中には専攻科とか別科とかが置かれる。また、研究生とか、聴講生といった身分があり、今時の改革で科目等履修生が加わった。これに対して、大学の本体として学部や大学院があることになるが、この間の区別の何によるのか曖昧であった。俗に、後者を「本科」、後者の学生を「正規の学生」とか呼ぶ場合もあるが、前者の組織や学生が正規ではないというのも変である。こうした曖昧さは、従来「学部」と呼んできたものを学士学位課程、「大学院」と呼んできたものを修士学位課程、博士学位課程と位置付ければはっきりする。他の組織、他の身分の学生は学位を取得できる課程には属していないのである。しかし、他の教育組織でも、その提供する課程の目的を明示し、修了者には相当の称号を与える必要がある。こうした発想の違いが、日本に対する留学の不満要因の1つになっていることは想像に難くない。

また、これに関連して、単位の修得という概念も整理をしておく必要がある。科目等履修生については、大学設置基準第31条では「大学は、……当該大学の学生以外の者で1又は複数の授業科目を履修する者 (以下「科目等履修生」をいう。) に対して、単位を与えることができる」と定められているが、文字通り読むと科目等履修生が「当該大学の学生」ではないということになる。しかし、科目等履修生の場合も「入学金」を修め「正規」に学んでいるのであるから、当該大学の学生ではないというのも変である。それに、科目等履修生でない学生をどう呼べばいいのか。ここでも、「正規学生」という呼び方がでてくるが、正式に履修が認められている科目等履修生を正規ではないというのはおかしい。

この混乱は、「当該大学の学生」とされる学生が「当該大学の学位課程の」学生であるという点

をはっきりさせれば解決される。そうすれば、科目等履修生は「当該大学の学位課程の学生ではないが、授業科目ごとの単位取得を認められた学生」として、大学内でのその位置づけがはっきりしてくる。ちなみに、アメリカでは、科目等履修生に相当する学生を、当該大学は学位取得を目指さないという意味での非入学生（nonmatriculated student）とか、特別学生（special student）の範疇に入れている。日本では、この種の学生のことを、和製英語でパートタイム学生と称しているが、アメリカのパートタイム学生はパートタイムベースで学んでいる「当該大学の学位課程」の学生のことであるので注意を要する。

6. 評価による学位授与

最後に、評価による学位授与の動きについて触れたい。この動きとしては、いわゆる論文博士の法定化と学位授与機構による学位授与の2件がある。

いわゆる論文博士については、明治20（1887）年の学位令制定時から存在し、大正9（1920）年の学位令では「学位ヲ授与セラルヘキ者ハ大学学部研究科ニ於テ二年以上研究ニ従事シ論文ヲ提出シテ学部委員会ノ審査ニ合格シタル者又ハ論文ヲ提出シテ学位ヲ請求シ学部委員会ニ於テ之ト同等以上ノ学力アリト認メタル者トス」（第四条）（下線は引用者）の規定があった。つまり、博士は学部研究科に在籍せずとも、論文の評価にもとづいて取得することができた。

戦後の制度では、学校教育法上に「大学院を置く大学は、監督庁の定めるところにより、博士、修士その他の学位を授与することができる」（第68条）と規定し、学位規則で「第5条 博士の学位は、大学院の博士課程を修了した者に授与する者とする。2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、大学の定めるところにより、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等の学力を有することを確認された者にも授与することができる」（下線は引用者）された。

このように、論文の評価による博士は、戦前は研究科での研究従事にもとづくものと同等の位置づけをもっていたが、戦後のは博士課程の修了者に対して補足的な位置に置かれた。また、その根拠規定が戦前の法律の匹敵する勅令である学位令から、戦後は法律の下位法規の省令である学位規則に置かれることとなった。また、課程博士、論文博士の通称も生まれた。そして、論文博士は、授与の実績は多数あるものの、常に廃止論議にさらされていたのである。

これについて、大学審議会は、平成3年の答申（「学位制度の見直し及び大学院の評価について」）において、課程制大学院の趣旨の徹底と学位授与の円滑化、あるいは表記の一新を唱えるときにも、「課程博士を基本とするが、論文博士は存続させることとし、その表記についても、課程博士と同様にする」（高等教育研究会、1991、p.44）との見解を示した。

そして、平成3年の学校教育法の改正では、第68条の2第1項で「大学は、……、大学院の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を授与するものとする」とされ、第2項で「大学は、……、前項の規定により学位を授与されえた者と同等以上の学力があると認める者に対し、博士の学位を授与することができる。」と規定された。さらに、学位規則第4条第2項では、「法第68条の2第2項の規定による学位の授与は、前項の大学が、当該大学の定めるところにより、大学院の行う博士

論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了したと同等以上の学力を有することが確認された者に対して行うことができる」とされ、論文博士の根拠が法律上のものとなった。

いわゆる論文博士の制度は、そのままの形で欧米には存在しない。そのため、この学位が名誉学位のようにみられる可能性がある。しかし、この制度が業績学位として日本社会で持つ意味を考えると、評価による学位という捉え方を明確にして、その制度的意義を鮮明にする必要がある。

最後に、大学共同利用機関的な機構を作り、個々の大学では対応できない学位事項を処理するという動きについて触れたい。平成3年7月、学校教育法及び国立学校設置法等の一部改正により、学位授与機構が創設された。この改革の趣旨について、上記の法及び学位規則の改正施行についての文部事務次官通知では、「生涯学習体系への移行及び高等教育機関の多様な発展の観点から、学位授与機構を新設し、同機構が高等教育段階の様々な学習の成果を評価して学位の授与を行うこととした」と説明している。

学位授与機構の業務は、国立学校設置法第9条の4によって、学校教育法第68条の2第3項の定めるところにより、学位を授与すること、学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと、大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと、の3点とされている。

このうち、学位の授与については、短期大学・高等専門学校卒業等が大学等（大学の科目等履修生、短大・高専の学位授与機構認定専攻科等）においてさらに学修を行った場合の学士の学位の授与、学校以外の教育施設で法律に特別の規定のあるもの（いわゆる省庁大学校）に置かれる課程の修了者に対する学士、修士又は博士の学位の授与の2種類がある。

学位授与機構は、大学審議会の答申「学位授与機関の創設について」（平成3年2月8日）で「国公私立の大学関係者の参画を得て運営を行い、その専門的な判断に基づき自立的に学位授与を行う、大学の延長線上の機関として、大学共同利用機関と同様の位置付けを行い、同様の運営の仕組みを設ける」とされ（高等教育研究会、1991、p. 56）、学位規則に「学位の授与の審査に当たっては大学の教員等で高度の学識を有する者の参画を得る」（第7条）旨の定めがある。

機構には審査研究部と管理部及び「機構の事業計画その他の管理運営に関する重要事項について、機構長に助言する」ための評議員会、「機構の事業の運営実施に関する事項で機構長が必要と認めるものについて、機構長の諮問に応じる」ための運営委員会、「機構長の定めるところにより、学位の授与の審査及び……教育施設に置かれる課程の認定等の審査を行う」ための審査会が置かれており、これらすべてに大学関係者の参画を得ているが、特に審査会については大学及び機構の現職教授で構成されている。

また審査会には専門委員会が置かれており、平成6年12月現在で、文学・神学、教育学、社会学、教養・学芸、法学・政治学、経済学・商学・経営学、理学、医学、看護学・保健衛生学、家政学・栄養学、工学、農学、水産学、芸術学、体育学、海上保安、社会科学の17専門委員会があり、機構の審査研究部教授に、300人を越える国公私立の大学教員（教授）の参画を得て審査業務が実施されている。

本制度による学士学位の授与申請は毎年4月と10月の2期に行われているが、平成4年10月期に

は5人の申請があり3人に授与、平成5年4月期は33人の申請で15人に授与、同10月期は117人の申請で101人に授与、平成6年4月期は69人の申請で51人に授与、同10月期には345人の申請で292人に授与、平成7年4月期には159人の申請で現在審査中という状況であり、申請者は大幅に拡大傾向にある。これまでのところ専攻科の修了者（見込み者を含む）の申請が多数を占めるが、徐々に科目等履修生としての単位だけの積み上げによる申請者が出始めている。

いわゆる省庁大学校に置かれる課程の修了者に対する学士、修士又は博士の学位の授与については、現在のところ学部に対応する教育を行う課程として防衛大学校本科、防衛医科大学校医学教育部医学科、水産大学校本科、海上保安大学校本科、気象大学校大学部、職業能力開発大学校長期課程が、修士相当課程として防衛大学校理工学研究科、職業能力開発大学校研究課程、水産大学校研究科が、博士相当課程として防衛医科大学校医学教育部医学研究科があり、毎年800名を越える学士、80名前後の修士、10数名の博士学位が授与されている。

これらの課程の認定は大学設置基準に準じて行われており、学位授与に際しては審査会での審査があり、修士、博士については課程修了後に論文の審査・試験が実施されている。

この制度のモデルは、大学審議会答申にあるようにイギリスの全英学位評議会（CNSA）にあり、また全く教育機能を持たない評価による大学の例としてはアメリカのニューヨーク州教育評議会（USNY）リージェント大学（The University of the State of New York Regents College）がある。当該機関の提供する授業を全く受けず修得単位や試験による評価のみによって学位を授与する大学は、アメリカでは上記のリージェント大学の他にトーマスエジソン州立大学（Thomas A. Edison State College）やチャーターオーク大学（Charter Oak College）の、イギリスにロンドン大学の例がある。これらについては『学位研究』等に多少の研究があるが、さらに調査研究を進める予定である。

参 考 文 献

〔邦文〕

高等教育研究会編『大学の多様な発展を目指して』Ⅰ，ぎょうせい，1991年。

小中村清矩『官制制度沿革史』1936年（復刻版），原書房，1976年。

新村出編『広辞苑』（第4版），岩波書店，1991年。

大学基準協会企画『アメリカ北中部地区基準協会の大学・カレッジ評価ハンドブック』紀伊國屋書店，1995年。
館 昭「大綱化と自己評価の新政策—オランダ」『IDE 現代の高等教育』，1993年11月号。

館 昭『現代学校論—アメリカ高等教育のメカニズム—』，放送大学振興会，1995年。

東京帝国大学『東京帝国大学五十年史』上冊，東京帝国大学，1932年。

吉野正巳「学位に付記する専攻分野の名称について」『学位研究』第2号，1994年。

〔英文〕

ACE (American Council on Education) *American Universities and Colleges*, 14th Edition, Walter de Gruyter: New York, 1992.

Berkeley, University of California, *General Catalog: 1993-94, University of California at Berkeley*, 1993.

Carnegie Foundation for the Advancement of Teaching, *A Classification of Institutions of Higher Education*, 1987.

Chroicle of Higher Education, the, April 6, 1994.

Eells, Walter C. *Degrees in Higher Education*, New York: The Center for Applied Research in Educa-

- tion, Inc., 1963.
- Jonen, Gerdi & Roche, Horst *The Educational System in the Federal Republic of Germany*, Foreign Office of Federal Republic of Germany, 1982.
- Knowles, Asa S. (editor-in-chief) *The International Encyclopedia of Higher Education*. Vol. 1, San Francisco: Jossey-Bass Publishers, 1977a.
- Knowles, Asa S. (editor-in-chief) *The International Encyclopedia of Higher Education*. Vol. 4, San Francisco: Jossey-Bass Publishers, 1977b.
- Unesco *World Guide to Higher Education*. (second edition), Bowker Publishing, 1982.
- U. S. Department of Education *Digest of Education Statistics 1993*, 1993.
- USF (University of South Florida) *Graduate Catalog: 1993-94* 1993.
- UWM (University of Wisconsin-Madison) *School of Education Bulletin: 1993-95*, 1993.
- Webster's New World Dictionary*, third college edition, New York: Prentice Hall, 1994.

[ABSTRACT]

An Overview of the Recent Reformation of the Japanese Academic Degree System

Akira TACHI*

This article outlines the recent reformation of the Japanese academic degree system and examines its meanings to total higher education reform in Japan. Since the beginning of the 1990s, Japanese higher education has been under a process of reformation. It is an effort to the society that is becoming more global or internationalized and decreasing a ratio of young population.

The symbol of the reform is the new series of the Ministry of Education's standards for the establishment of higher education institutions. It is expected that these new standards will facilitate each institution to develop its own unique style of education and self-evaluating system to be able to cope with these changes.

The national laws, the School Education Law and the Rule of *Gakui* (Academic Degrees), define the Japanese academic degree system. Until 1991 these regulations had only prescribed academic titles of graduate level, *Hakushi* (Doctor) and *Shushi* (Master), as academic degrees. They had not regarded the title of *Gakushi* (Bachelor), which is conferred to the recognition of graduation on undergraduate program, as an academic degree.

The amendments of the Law and the Rule define the title of *Gakushi* (Bachelor) as an academic degree. This means the definition of Japanese academic degrees becomes more similar to that of Western degrees. Western systems usually recognizes the Bachelor or other the first stage title of higher education like *Deplom* in Germany or *licence* in France as an academic degree.

The new title of *Jungakushi* (Associate) was introduced as a recognition of graduation of *Tankidaigaku* (junior college) or *Kotosenmongakko* (college of technology). The title of *Senmonshi* was also introduced as the recognition of completion of a quasi-higher education program of special training college (vocational schools, etc.). Though the direct translation of *Senmonshi* may be Specialist, it is not a graduate level title like Specialist in the United States.

A scheme of conferring the earned doctoral degree through examination (so-called *Ronbun-hakusi*) has got a formal description on the Law after long discussions. A new institution of external degree (*Gakuijuyokiko* or the National Institution for Academic Degrees), which confers some degrees through evaluation of various forms of learning, has

been established.

The writer finds the following ideas are developing in those changes in Japanese higher education.

1. Successful completion of a program of higher education should be recognized by a specific degree or title.
2. Relevant systems of awarding degrees through assessment should be developed.